

富士ソフト株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する「SYNCNEL for Enterprise」(以下「本サービス」といいます。)は、このサービス利用約款(以下「本約款」といいます。)に基づいて提供され、本約款は本サービスを利用されるすべての方に適用されます。

## 第1条(用語の定義)

- 「本サービス」とは、当社又は当社の委託先が、当該サービスに関連するハードウェア及びソフトウェアを利用して管理運営するデータセンタにインターネット又は当社の閉域ネットワークサービスを通じて提供するファイル共有クラウドサービスで、コンピュータおよびタブレット端末等で使用するサービスを指します。
- 「データセンタ」とは、当社が本サービスを提供するにあたり、当社又は当社の委託先が設置、運営する電気通信機器設備を指します。
- 「販売代理店」とは、本サービスの紹介、利用契約締結の仲介等を行う当社が指定する事業者を指します。
- 「契約者」とは、当社と本サービスの利用契約を締結している法人または団体のことを指します。
- 「ユーザ」とは、契約者と雇用関係または業務委託関係にある者で、契約者からユーザIDを付与されて本サービスを利用する者のことを指します。
- 「サービス申込書」(以下「本申込書」といいます。)とは、本サービスの内容を特定するために必要な事項を記載したもので、契約者が本サービスの利用申込をする際または変更をする際に当社に提出していただく書類のことを指します。
- 「サービス利用料金」とは、本サービスの対価として契約者により支払われる料金を指します。
- 「料金等」とは、サービス利用料金その他の金銭債務及びこれらに係る消費税等相当額を指します。
- 「アカウント」とは、当社が契約者に付与する「本サービスの管理に使用するIDおよびパスワード」のことをいい、付与する数は一契約につき1アカウントまでとし、これを一契約単位と指します。
- 「ユーザID」とは、契約者が本サービスをユーザに利用させるために発行するIDのことを指します。
- 「パスワード」とは、ユーザID と組み合わせてユーザを識別するために用いられる契約者又はユーザ自身が発行する符号を指します。
- 「設定通知書」とは、当社が本サービスを利用するために設定した事項(利用端末台数、サーバ容量、サーバアドレス、アカウント、利用開始・終了日およびサポート内容)、その他必要な事項を記載し、契約者に通知する書類のことを指します。
- 「利用開始日」とは、利用契約に基づき、当社より契約者に対して本サービスの提供が開始された日を指します。
- 「追加変更日」とは、第3条に基づきなされた追加申込みの内容に従い、端末台数やストレージ容量の追加がなされる日を指します。
- 「削除変更日」とは、第4条に基づきなされた削除申込みの内容に従い、端末台数やストレージ容量の削除がなされる日を指します。
- 「解約日」とは、第27条に基づきなされた解約申込みに基づき、利用契約が解約される日を指します。
- 「マネジメントAPI」とは、プログラムから仕様通りに呼び出す事により本サービスを制御出来る仕組みのことを指します。
- 「同期ポイント」はファイルやデータを格納する為のクラウド上の仮想ディスクのことを指します。
- 「当社Web サイト」とは、当社のホームページを指します。
- 「反社会的勢力」とは、次のものを指します。
  - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、暴力団員。
  - 暴力団関係企業。
  - 暴力団準構成員
  - 総会屋等、社会運動・政治運動等標ぼう グロまたは特殊知能暴力集団等。
  - 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき処分を受けた団体に属している者またはこれらの者と取引のある者。
  - その他前各号に準ずる者。
- 「利用契約」とは、本約款、サービス申込書およびその他当社と契約者間で合意した文書を指します。

## 第2条(利用契約の成立とサービスの開始)

- 本サービスの利用申込みは、次のいずれかの方法によりなされるものとします。
  - 利用する端末台数と容量、希望利用開始日その他必要事項を記載の上、本申込書を当社へ直接又は販売代理店を通じて提出する方法
  - 当社Web サイト上のオンライン見積・申込フォームに、利用する端末台数と容量、希望利用開始日その他必要事項を入力の上、送信用ボタンを押下することにより、当該入力情報を当社へ電気通信を利用して送信する方法
  - その他当社が別途定める方法
- 前項に基づく利用申込みがなされた場合、申込者は、本約款に同意したものとみなします。
- 第1項に基づく利用申込みがなされた場合において、当社が当該利用申込みを承諾することを決定したときには、当社は、利用申込み時に申込者が当社に届け出たメールアドレスに宛てて本サービス開始の通知を行います。なお、本約款の他の規定にかかわらず、当該通知を、当社が送信した時点をもって利用契約が成立するものとします。
- 当社は、次のいずれかに該当する場合には、第1 項に基づく利用申込みを承諾しないことがあります。
  - 当社の業務上又は技術上著しい支障がある場合
  - 申込者が本約款に違反するおそれがあると当社が判断した場合
  - 本申込書又はオンライン見積・申込フォームに虚偽の事実が記載・入力されている場合又は不備があった場合
  - その他利用申込みの承諾を不相当と当社が判断した場合
  - 過去に本サービスの利用の登録を取り消された者である場合
  - 契約者又はユーザが、反社会的勢力であった場合
  - その他、各号に準ずる重要な事由が発生した場合

## 第3条(端末台数と容量の追加方法)

- 利用契約成立後、契約者が端末台数と容量の追加を希望する場合には、契約者は希望追加変更日の5営業日前までに、次のいずれかの方法により、追加申込みを行うものとします。
  - 本申込書に、追加後の端末台数と容量、希望追加変更日その他必要事項を記載の上、当社へ直接又は販売代理店を通じて提出する方法

- ② 当社Web サイト上の、オンライン見積・申込フォームに、追加後の端末台数と容量、希望追加変更日その他必要事項を記載の上、送信用ボタンを押下することにより、当該入力情報を当社へ電気通信を利用して送信する方法
  - ③ その他当社が別途定める方法
2. 前項に基づく追加申込みが行われた場合において、当社が、契約者の希望追加変更日の前日、またはサービス申込書を受理してから3営業日目のいずれか早い方の日までに、当該追加申込みを拒否する旨の通知を当該契約者に対して行わないときには、契約者の当該追加申込みは承諾されたものとします。なお、当社は自らの裁量で当該追加申込みを拒否することができるものとします。
  3. 契約者は、追加変更日と同じ月に削除変更日が属することとなるような第4条に基づく削除申込み及び追加変更日と同じ月に解約日が属することとなるような第27条に基づく解約申込みをすることはできません。

#### 第4条(端末台数と容量の削除方法)

利用契約成立後、契約者が端末台数と容量の削除を希望する場合には、契約者は希望削除変更日の5営業日前までに、本申込書に、削除後の端末台数と容量その他必要事項を記載の上、当社へ直接又は販売代理店を通じて提出することとします。この場合において、本申込書になんらの不備がない場合には、当該希望削除変更日より、削除後の端末台数と容量にて、本サービスが提供されます。契約者は、当該希望削除変更日の前日までに、変更後の端末台数と容量未満となるよう、実使用端末台数と容量の変更作業を行うものとします。なお、当該変更作業が完了していないことにより当社の端末台数と容量削除作業が中断または遅滞する場合があります。その場合は端末台数と容量削除後の月額サービス利用料金は、当社の端末台数と容量削除作業の完了日の翌月から適用されます。

#### 第5条(本サービスの提供)

1. 第2条第3項に基づき利用契約が成立した時点以降、有効期間の満了又は利用契約の解約若しくは解除までの間、契約者は、申込書において定められた範囲において本サービスを利用することができ、当社は契約者に対し係る内容の本サービスを提供するものとします。
2. 当社は本サービスの内容につき適宜プログラムの合理的な範囲のアップデートを行うことができるものとし、契約者は、これを受け入れるものとします。
3. 当社は、申込者又は契約者が希望する場合には、マネジメントAPIとして、「SYNCNEL for Enterprise」の運用をプログラムで制御することができる仕組みを無償で提供します。

#### 第6条(パスワードおよびユーザーIDの管理)

1. 契約者は、アカウントに基づきユーザーにパスワードおよびユーザーIDを発行することができます。ユーザーIDを発行できる数に制限はありませんが、利用できる端末数は契約した利用端末台数に限定されます。
2. 契約者は、パスワードおよびユーザーIDの使用・管理に一切の責任を負うものとします。
3. 契約者は、パスワードおよびユーザーIDを、合理的理由無く第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。なお、パスワードおよびユーザーIDを利用した主体の如何にかかわらず、パスワードおよびユーザーIDを用いて行われた行為は全て契約者によって行われたものとして取り扱われるものとします。
4. 契約者は、パスワードおよびユーザーIDが窃用された、または窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社とその対応につき協議するものとします。なお、当社は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、パスワードおよびユーザーIDの窃用、管理不十分、又は使用上の過誤による契約者の損害または契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。

#### 第7条(本サービスの利用方法)

本サービスの具体的な利用方法については、当社が別途契約者に提供するマニュアル・その他関連資料（最新版に限る。）に記載されます。

#### 第8条(情報の管理)

1. 契約者は、ユーザーに対し、本サービスを使用して送受信する情報については自己の責任と費用にてデータセンタの事故や設備故障等による消失を防止するために必要な措置をとらせるものとします。また、契約者及びユーザーは、やむを得ない事由によりデータセンタが故障した場合、自己の情報が消失することがあることをあらかじめ承諾します。
2. 契約者は、ユーザーが本サービスにおいて利用するデータについて、契約者自らの責任で同一のデータをバックアップとして保存しておくものとし、当社はかかるデータの保管、保存、バックアップおよび復元等に関して、一切責任を負わないものとします。

#### 第9条(利用の責任)

契約者は、ユーザーに対し、利用セッション毎の最後に必ず自己のユーザーアカウントから終了又はログオフさせるものとします。自己のユーザーアカウントが不正に使用された場合若しくはその他セキュリティ上の問題点を発見した場合又はそれらが疑われる場合には、直ちに当社が指定するサポート窓口はその旨を通知するものとします。

#### 第10条(サービスに関連する許諾ソフトウェア)

1. 契約者及びユーザーは、別途当社が明示的に指定したアプリケーションソフトウェア(以下「許諾ソフトウェア」といいます。)を、ダウンロードの上、使用することができるものとします。ただし、当社は、各許諾ソフトウェアについての継続使用を保証するものではなく、当社の判断で、許諾ソフトウェアであったものを、許諾ソフトウェアの対象外とすることがあります。
2. 前項に基づき許諾ソフトウェアをダウンロードしようとする場合においては、契約者は、ユーザーに以下の事項を遵守させなければならないものとします。
  - ① ユーザーは、ダウンロードした許諾ソフトウェアを本サービスの利用の目的にのみ使用し、その他の目的には一切使用しないものとします。
  - ② ユーザーは、自己が使用する端末に許諾ソフトウェアをインストールすることはできますが、いかなる方法によっても許諾ソフトウェアにつき、第三者に対して譲渡、貸借、担保権の設定をするなど一切の処分をしてはならないものとします。
  - ③ ユーザーは、自らのユーザーID及びパスワードの利用が停止された場合には、直ちに、自己が管理するすべての許諾ソフトウェア(そのコピーを含みます。)を消去し、その使用を終了しなければなりません。
  - ④ ユーザーは、許諾ソフトウェアを利用して提出又は保管されたデータが、第三者の著作権、特許権、営業秘密、商標その他の財産権を侵害するものではないことを保証します。

#### 第11条(データ等の権利)

1. ユーザーがデータセンタに送信した、又は自己のユーザーアカウントに保存したデータ、情報、資料(以下「本データ」といいます。)の権利は契約者とユーザーの関係に応じ、契約者又はユーザーに帰属するものとします。

2. 本約款に明示的に規定されているものを除き、本サービスの提供によって、契約者及びユーザに対し、本サービス又は本サービスに含まれるいかなるコンテンツ(以下「本コンテンツ」といいます。なお、本コンテンツには、テキスト、画像、その他のマルチメディア・データが含まれますが、これらに限られません。)に係る権利、資格又は権益が付与されることはありません。契約者及びユーザは、当社又は本コンテンツのライセンサーが本サービス又は本コンテンツに関する著作権その他すべての知的財産権を含む権利、資格又は権益を保有することに同意するものとします。

## 第12条(制限事項)

1. 契約者及びユーザは、契約者との契約によって定められている自己の業務を履行する目的でのみ、本サービスによりユーザに提供されている本コンテンツの保存、操作、管理、分析、再フォーマット、印刷又は表示を行うことができます。
2. 書面による当社の事前の許可を得ない本サービスの再販は禁止されています。また、契約者及びユーザは当社と別途合意をした場合を除き、いかなる形式においても、本コンテンツの複製、ライセンス付与、販売、譲渡、転送、提供、配布、発行、割当てなどを第三者に対して行うことはできません。
3. 契約者及びユーザは、本サービスに使用されている許諾ソフトウェアを逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングしてはならず、その他かかる許諾ソフトウェアのソースコード、構造、アイデアを解明するような行為を行ってはならないものとします。また、契約者及びユーザは、かかる許諾ソフトウェアを変更・改造する行為、許諾ソフトウェアに組み込まれているセキュリティデバイス又はセキュリティコードを破壊するような行為など、当社による本サービスの提供又はその他の当社の事業を妨害する行為を行ってはならず、また第三者がかかる行為を行うことを助長する行為を行ってはならないものとします。
4. 契約者及びユーザは、法令若しくは公序良俗に反するデータの送受信、第三者の名誉やプライバシーその他の権利を侵害すること又は第三者に経済的・精神的損害を与えることを目的とするようなデータの送受信を行わないものとします。また、猥褻・猥雑な情報又は倫理的に問題のある情報などを本サービスを通して掲載、開示又は第三者に提供しないものとします。また、違法行為、コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータ・プログラムやコードを含む情報を送信する行為、又はDoS攻撃等の当社による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為、本サービスの他のユーザのアカウントにアクセスする行為や、その他当社が不適切と判断する行為を行わないものとします。
5. 契約者の地位は、当社の事前の書面による許可なく、第三者に譲渡すること、担保に供すること等その他一切の処分をすることはできません。

## 第13条(販売代理店による業務遂行)

1. 利用契約が販売代理店の仲介により成立した場合には、第3条の追加申込み、第4条の削除申込み若しくは第27条の解約申込みの受付手続、第21条の料金等の請求手続、第18条のお問合せ、第16条に基づく契約者からの通知の受領又は利用契約期間中の当社からの通知の全部若しくは一部を当該販売代理店が当社に代わって行うことがあります。
2. 販売代理店により前項の業務が行われている場合において、当社が、当該販売代理店の当該業務遂行の継続を困難であると判断したときには、契約者へ通知の上、当該業務の全部又は一部を、当社又は当社が指定する別の販売代理店によって実施することとし、契約者はこれに同意するものとします。

## 第14条(利用契約の有効期間)

1. 利用契約の有効期間は、次の各号のとおりとし、契約者は、第2条に定める本サービスの申込時に選択するものとします。
  - ① 1ヶ月(利用料は毎月払い)
  - ② 1年間(利用料は1年間前払い)
2. 有効期間が1ヶ月の利用契約は、解除又は解約されない限り、自動継続するものとします。
3. 有効期間が1年間の利用契約の終了日は、利用契約が成立した日の属する月の翌月1日から1年を経過した日とし、本申込書に別途記載がある場合を除き、その1ヶ月前までに当社または契約者のいずれからも何等異議の申し出がない場合、自動的に1年間延長するものとし、以後も同様とします。

## 第15条(契約主体)

1. 利用契約は、当社又は販売代理店とユーザとの間に直接の契約関係を発生させるものではなく、当社又は販売代理店は個々のユーザに対していかなる責任をも負わないものとします。契約者は、本約款においてユーザの義務及び責任として記載されている条項をユーザに対して遵守させ、かつ、ユーザの行為を管理・指導しなければならないものとします。
2. ユーザによる本サービスの利用は契約者による本サービスの利用とみなされ、契約者はユーザの行為に関して、一切の責任を当社に対して負うものとします。

## 第16条(契約者からの通知)

1. 契約者は、以下の場合には、遅滞なく当社又は販売代理店にその旨を通知するものとします。
  - ① 当社又は販売代理店に届け出た契約者の登録事項に変更があったとき
  - ② 契約者が、合併の決議をしたとき
  - ③ 契約者が、利用契約を他の法人に譲渡する旨の事業譲渡を決議したとき
  - ④ 契約者が、利用契約が他の法人に承継される旨の会社分割を決議したとき
  - ⑤ 契約者の代表者が変更されたとき(この場合には、当該変更を証する書類とともに当社に通知するものとします。)
2. 前項②から④に定める合併、事業譲渡又は会社分割の効力が発生した場合には、遅滞なく、合併後の法人、事業譲渡により利用契約の譲渡を受けた法人又は会社分割により利用契約を承継した法人は、従前の契約者の地位を有効に承継したことを証する書類を当社又は販売代理店に対して提出しなければならないものとします。

## 第17条(提供時間)

契約者が本サービスの提供を受けることができる時間は、1日24時間且つ1週7日とします。ただし、別途当社が定める合理的な頻度の本サービス用システムに係る保守の時間を除きます。当該保守の頻度は最大で月1回程度とします。

## 第18条(問合せ)

1. 契約者が本サービスの利用上の問い合わせをする場合は、当社の販売代理店にお問合せ下さい。
2. 問合せの対応時間は、販売代理店の営業日と時間に準じるものとします。

## 第19条(サービスの保証)

1. 本サービスの各機能は、提供時点において当社が提供可能なものとします。本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、期待

する成果を実現すること、不具合を起こさないこと、ユーザの利用環境が本サービスの動作可能な環境であること、および利用結果を含め、当社は、契約者に対し、本サービスに関する何等の保証を行うものではありません。

2. 当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。)において、当該状態が生じた時から連続して24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)にわたり当該状態が継続したときは、当社は、契約者からの請求に基づき、次の各号に定める金額を当該契約者に係る本サービスの料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を喪失するものとします。
  - ① 有効期間が1ヶ月の利用契約の場合:利用不能時間を24で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に月額利用料金(当該利用契約単位に係るものに限る。)の30分の1を乗じて算出した額(小数点以下の端数は切り捨てます。)
  - ② 有効期間が1年間の利用契約の場合:利用不能時間を24で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に年間利用料金(当該利用契約単位に係るものに限る。)の365分の1を乗じて算出した額(小数点以下の端数は切り捨てます。)
3. 利用不能時間には、次の各号に定める事由に起因して本サービスが利用できない時間を含まないものとします。また原因の如何を問わず、利用不能時間を契約者が測定できない場合、本条2項の減額対象とはなりません。
  - ① 本サービス用設備のメンテナンス
  - ② 本サービス用設備の保守を緊急に行う場合などの計画停止
  - ③ 地震、台風、洪水、津波、噴火等の自然災害、感染症の発生、戦争、内乱、暴動等の不可抗力、火災、停電
  - ④ 行政機関または司法機関の、業務を停止する旨の命令
  - ⑤ 契約者の端末設備または接続サービスの不具合
  - ⑥ 本サービスに接続するためのアクセス回線の不具合
  - ⑦ ユーザの不正な操作
  - ⑧ 第三者からの攻撃および不正行為
  - ⑨ 本サービスの機能としての中断(フェイルオーバーに伴うサーバやネットワーク機器の再起動など)
  - ⑩ 第27条1項に掲げる事由による本サービスの利用の一時停止

## 第20条(契約者の名称の使用)

当社又は販売代理店は潜在顧客の誘引、会社紹介等本サービスの拡販又はレファレンスを目的として、紙媒体・電子媒体を問わず、契約者が本サービスを利用していることを、当該契約者の承諾を得た上で契約者の名称を使用の上、言及することができるものとします。

## 第21条(本サービスの料金)

1. 本サービスに係る料金等は、本申込書に定めるとおりとします。
2. 当社は、初期費用およびその他の料金を契約者が本サービスの利用の対価として支払う費用で、前項第1号の料金項目に含まれない料金を各サービス種別に別途定める場合があります。

## 第22条(契約者の支払義務)

1. 契約者は、本サービスの利用に関し前条に規定したサービス料金を、本申込書に記載した条件・方法で当社または当社の販売代理店に支払うものとします。
  - ① 契約者は、毎月末日を締め日として、当月1日から締め日までのサービス利用料を当該締め日の翌月末日までに支払うものとします。
  - ② 契約者は、支払いを行う際、支払いに係る消費税等相当額(消費税法及び地方税法に基づき課税される消費税及び地方消費税の合計税額)を負担します。
2. 第26条の規定により本サービスの提供が停止された場合における当該停止の期間は、本サービスの料金額の算出においては、本サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。
3. 契約者は第28条に基づき利用契約を解除された場合、期限の利益を喪失するものとし、利用契約に基づく債務を直ちに支払うものとします。契約者は、利用契約に基づく債務を当社または当社の販売代理店に対する債権をもって相殺することはできません。
4. 契約者より支払われた料金は、いかなる理由があっても返還いたしません。

## 第23条(利用料金の計算方法)

1. 利用契約の有効期間を1ヶ月とした場合のサービス利用料金は暦月単位とし、毎月1日から当月末日までの1ヶ月分を月額料金として算定します。
  - ① 月額利用開始月の本サービス利用については課金の対象外とし、翌月1日より月額サービス利用料金の課金が始まります。
  - ② 追加変更日の属する月については、従前の端末台数と容量に係る月額サービス利用料金が課金され、その翌月1日より、追加変更後の端末台数と容量に係る月額サービス利用料金の課金が始まります。
  - ③ 削除変更日が属する月については、削除変更前の端末台数と容量に係る月額サービス利用料金が課金され、その翌月1日より、削除変更後の端末台数と容量に係る課金が始まります。
  - ④ 解約日が属する月については、日割計算をせず、当該月にかかる解約前のサービス容量に係る月額サービス利用料金全額が課金されます。
2. 利用契約の有効期間を1年間とした場合のサービス利用料金は暦年単位とし、毎年1日から12ヶ月末日までの12ヶ月分を年額料金として算定します。
  - ① 年額利用開始月の本サービス利用については課金の対象外とし、翌月1日より年額サービス利用料金の課金が始まります。
  - ② 追加変更日の属する月については、従前の端末台数と容量に係る年額サービス利用料金が課金され、その翌月1日より、追加変更後の端末台数と容量に係る年額サービス利用料金の課金が始まります。
  - ③ 削除変更日が属する月については、削除変更前の端末台数と容量に係る年額サービス利用料金が課金され、その翌月1日より、削除変更後の端末台数と容量に係る課金が始まります。
  - ④ 解約日が属する月については、解約前のサービス容量に係る年額サービス利用料金が課金されます。

## 第24条(契約者の義務)

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、本サービスを利用する第三者の利用態様による影響(本サービス用システムのレスポンスの低下などを含みますが、これに限られません。)を受けることがあることを、あらかじめ承諾するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、当社所定のマニュアルおよび関連情報を事前に十分確認したうえでかかる利用をするものとし、不明な事項については、当社所定の方法により当社に問い合わせるなどして適正な利用を図るものとします。

3. 本サービスの利用にあたり、契約者において一定の環境等の用意が必要な場合(設備・機器、ソフトウェア等、電気通信回線を含み、それらに限られません。)、契約者は、契約者の責任と負担においてそれらを用意するものとします。

#### 第25条(本サービス利用の制限)

当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を講ずることがあります。

#### 第26条(本サービス提供の一時停止、変更又は廃止)

1. 当社は、本サービスの提供に必要な且つ合理的なメンテナンスを行うため、事前に当社Web サイト上に掲示及び契約者に電子メールにて通知することによって、契約者による本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、以下に掲げる緊急の場合は事前の通知をすることなく一時停止することができます。
  - (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
  - (2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
  - (3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
  - (4) その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合
2. 当社は、当社の都合により本サービスの種類及び内容の全部又は一部を一時的又は永続的に、変更することがあります。
3. 当社は、都合により、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。この場合、当社は、契約者に対し廃止の2ヶ月前までに当社が適切と判断する方法でその旨を通知します。但し、当社が緊急と判断する場合においては、その限りではありません。なお、これにより契約者に損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

#### 第27条(契約の解約)

1. 契約者は、利用契約を解約しようとするときは、希望解約日の1ヶ月前までに、当社所定の本サービス解約申込書を当社へ直接又は販売代理店を通じて当社に提出するものとします。
2. 前項に基づき契約者から本サービス解約申込書が当社に提出された場合には、当該希望解約日に利用契約は解約され、本サービスの提供は終了します。
3. 契約者は、解約希望日までに以下の作業を行うものとします。
  - ① 登録したユーザIDの削除
  - ② 登録した全てのファイル、同期ポイントの削除

#### 第28条(契約の解除)

1. 以下の事由が発生した場合、当社は契約者に電子メールその他当社が定める方法で通知することによって直ちに利用契約を解除の上、契約者に対する本サービスの提供を停止し、ユーザのユーザアカウント及び本サービス内のすべてのデータを削除できるものとします。
  - ① 契約者又はユーザが利用契約に違反した場合
  - ② 契約者に関して、破産、民事再生、会社更生その他の倒産手続の申立てがなされた場合
  - ③ 契約者が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - ④ 契約者が租税公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 契約者の財産について差押、強制執行又は競売の申立てがある等、その信用状態が明らかに悪化した場合
  - ⑥ 契約者が支払いを停止した場合又は小切手若しくは手形の不渡りを発生させた場合
  - ⑦ 契約者が、営業の廃止若しくは解散の決議をし、又は官公庁から業務停止の処分を受けた場合
  - ⑧ 第16条の場合における、合併後の法人、事業譲渡により利用契約の譲渡を受けた法人又は会社分割により利用契約を承継した法人が、反社会的勢力に関連する法人であると当社が判断した場合
3. 前項に基づき利用契約が解除された場合であっても、当該解除日が属する月に係る月額サービス利用料金をお支払いいただきます。

#### 第29条(損害賠償)

1. 当社は、当社が本約款に定める義務に違反したことが直接の原因で契約者に現実発生した通常の損害を賠償する責任を負担するものとします。但し、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社が負担する責任は、当該損害の発生日から起算して過去12ヶ月間に契約者が支払った本サービスの料金の総額を限度とします。これをもって当社の責に基づく賠償責任の限度とし、当社の責に帰すことのできない事由から生じた損害、当社の子見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、何等の責任も負担しないものとします。尚、契約者は、当該請求をなし得ることとなった日から3ヶ月以内に請求をしなかったときはその権利を喪失するものとします。
2. 当社は、前項による損害賠償を、相当額の本サービスの提供をもって代えることができるものとします。
3. 当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。)において、当該状態が生じた時から連続して24時間以上の時間にわたり当該状態が継続したとき、第19条第2項の減額措置をもって、損害が賠償されたものとし、当社は、同項所定の阻止を超える内容の損害賠償義務を負うものではありません。

#### 第30条(免責)

1. 当社が契約者に対して負う損害賠償責任は、第29条の範囲に限られるものとし、当社は、次の各号に定める事由により契約者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
  - ① 地震等の天災地変、騒乱、暴動、火災、停電、発電所事故等の不可抗力
  - ② 契約者設備の障害または本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
  - ③ 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する障害
  - ④ 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受
  - ⑤ 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
  - ⑥ 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
  - ⑦ その他当社の責に帰すことのできない事由
2. 当社は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争について一切責任を負わないものとします。

### 第31条(個人情報保護)

1. 当社は、法令および当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、本申込書に記載された個人情報を次の各号に定める利用目的の範囲内において取り扱うものとします。
  - ① 本サービスの提供にかかる業務を行うこと(業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。)
  - ② 本サービスのレベルの維持向上を図るため、アンケート調査および分析を行うこと
  - ③ 当社のサービスに関する情報(当社の別サービスまたは当社の新規サービス紹介情報等を含みます。)を 電子メール等により送付すること
  - ④ 前各号の他、契約者から得た同意の範囲内で利用すること
3. 当社は、契約者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、本サービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に委託する場合にあつては、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとします。
4. 前項にかかわらず、法令に基づく請求がなされた場合、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。
5. 契約者は、当社が保有する契約者の個人情報についてデータの開示を求めることができるものとします。またその結果、誤りがあればデータの訂正または利用の停止を求めることができるものとします。開示請求については、当該契約者本人であることを確認できた場合とさせていただきます。

### 第32条(データの保護および取り扱い)

1. 当社は、契約者から事前の承諾を得た上、本サービスの提供に関する技術上の問題に対処する目的で、アカウントおよびユーザID並びに保存されているデータにアクセスすることができるものとします。ただし、当社が本サービスの提供にあたり緊急を要すると判断した場合には、契約者からの事前の承諾を得ることなく、アカウントおよびユーザID並びに保存されているデータにアクセスできるものとします。この場合、当社は、アカウントおよびユーザID並びに保存されているデータにアクセスした事実を速やかに契約者に報告するものとします。なお、当社はこれにより知り得た情報等は開示、漏洩を行わないものとします。
2. 本サービスを利用して契約者がサーバに存置したデータが、滅失、毀損したとしても、その結果発生する直接および間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

### 第 33 条(再委託)

当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先(以下「再委託先」といいます。)に対し、第31条及び第36条のほか当該再委託業務遂行について本約款および利用契約所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

### 第 34 条(著作権等)

1. 別段の定めのない限り、本サービスを通じて当社が提供する情報に関する著作権その他の知的財産権は、当社または当該情報に関する正当な権原を有する権利者に帰属するものとし、また、各情報の集合体としての本サービスの著作権その他の知的財産権は、当社に帰属するものとします。
2. 契約者は、本サービスを通じて当社が提供する情報を、当社または当該情報に関し正当な権原を有する権利者の事前の許諾なしに、複製し、出版し、放送し、公衆送信する行為等をその方法の如何を問わず自ら行ってはならず、および第三者をして行わせてはならないものとします。

### 第 35 条(遅延利息)

契約者は料金等(遅延利息は除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払完了日までの日数について年14.5%の割合で計算して得た額を遅延利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。

### 第 36 条(機密保持)

1. 契約者は利用契約期間中であるか、利用契約終了後であるかを問わず、本サービスの利用を通じて知った当社の業務上の機密情報については、これを厳重に管理し、第三者に開示・漏洩してはならないものとします。
2. 当社は、第32条の業務目的以外にユーザのアカウント及びそこに保存されているデータにアクセスする事はありません。当社は第32条の業務履行に際し知り得た契約者の業務上の機密(通信の秘密を含みます。)を第三者に開示・漏洩しないものとします。
3. 当社が本サービスの提供を第三者に委託した場合、当社は、前項により負う義務と同等の義務を当該第三者にも負わせるものとし、当該第三者の当該義務違反による責任を負担するものとします。

### 第 37 条(通知)

1. 当社から契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面又は当社Webサイトに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。契約者が当社からの通知情報を確認しなかったことにより不利益を被った場合又は当社の責に帰すべからざる事由により当社からの通知情報が不達となったことにより不利益を被った場合でも、当社は契約者に対して一切責任を負わないものとします。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社Web サイトへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、それぞれ電子メールの送信日又は通知内容が当社サーバに入力された日に行われたものとします。

### 第 38 条(約款の変更)

1. 当社は、契約者の承諾無く、本約款を変更することがあります。なお、当社は、契約者に不利益となる本約款の変更については3ヶ月前に、それ以外の本約款の変更については一定の予告期間をもって、当社が適切と判断する方法(ウェブサイト上での表示、契約者に対する電子メールでの通知等の方法を含みます。)で契約者に事前に通知します。
2. 当社は、本約款又は本サービスの内容を変更した場合には、契約者に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、契約者又はユーザが本サービスを利用した場合又は当社の定める期間内に解約の手続をとらなかった場合には、契約者は、本約款又は本サービスの内容の変更に同意したものとみなします。

### 第 39 条(準拠法)

本約款に関する準拠法としては、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

#### 第 40 条(合意管轄裁判所)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、被告の住所地を管轄する地方裁判所もしくは簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 41 条(協議)

本約款に記載のない事項及び本約款の条項の解釈について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議し円満に解決するものとします。

(付則)

このサービス利用約款は、2011 年 2 月 1 日に作成・適用。

2011 年 7 月 1 日改訂

2011 年 10 月 1 日改訂

2011 年 12 月 27 日改訂

2012 年 10 月 1 日改訂

2013 年 8 月 1 日改訂

2013 年 12 月 15 日改訂

2016 年 2 月 1 日改訂